

コンビニ収納スタート (平成30年8月納期分から)

平成30年度の保険料から、コンビニエンスストアで夜間・休日も支払いができるようになります。

注意①納付書の綴じ方が変わります
コンビニ収納に対応するため、通知書と納付書をホッチキスで綴じることができません。バラバラになりますので紛失しないように注意してください。

注意②次のような納付書はコンビニでの支払いができません
○納付期限を過ぎたもの
○バーコードが消えていたり、汚れたりして読み取れないもの
○金額を訂正したもの
※取り扱いコンビニエンスストアは、納付書に記載しています。

介護サービス 利用者負担の一部が 変わります

これまで、介護サービスを利用したときは、サービス費用の1割または2割をサービス業者に支払っていましたが、平成30年8月から、一定以上の所得がある人は、利用者負担の割合が3割になります。

[利用者負担が3割になる人]
○本人の合計所得金額が220万円以上で、年金収入などの合計所得金額が単身世帯で340万円以上、2人以上世帯で463万円以上の人
※利用者負担は、福岡県介護保険広域連合が発行する「負担割合証」で確認できます。

もっと知りたい! 介護保険制度

介護保険制度の詳しい内容は、広報たがわ6月1日号と一緒に配布した冊子「みんなで支える介護保険(福岡県介護保険広域連合)」をご覧ください。



介護保険はみなさんが納付した保険料で成り立っています。 保険料納付にご理解とご協力をお願いします。

健康増進の大きな成果— 介護保険料がAからBへ 変わりました

介護保険料は、福岡県介護保険広域連合を構成する市町村のうち、給付水準が高い方から順にA、B、Cグループに分けて決まります。本市は第6期が「Aグループ」でしたが、今期は「Bグループ」に変わりました。

◎ 何が変わったの?

Ⓐ みなさんが負担する介護保険料が安くなりました。所得段階によって違いますが、1万円～5万円程度減額しています。

◎ なぜ変わったの?

Ⓐ 第6期(平成27年度～29年度)の期間に、みなさんの健康増進が図られ、介護保険の給付が減ったことが主な理由です。

◎ 今後はどうなるの?

Ⓐ 第8期(平成33年度～35年度)の介護保険料は、今後の給付実績などで決まります。介護保険の給付が増えると「Bグループ」から「Aグループ」に逆戻りし、負担が増大する可能性があります。今後も健康増進に取り組み、介護サービスの適正な利用をお願いします。



● 介護保険料を滞納すると...

特別な事情(災害による著しい損害や生計維持者の死亡など)がなく介護保険料を滞納すると、介護サービス利用時に利用料を一旦全額支払う償還払いが発生したり、利用者負担が※3割に引き上げられたりします。納付が困難な場合は早めに相談してください。
※平成30年8月から、所得が一定基準より高い人が滞納した場合は自己負担が4割になります。

第7期 (平成30年度～32年度)

介護保険料が 決定しました



65歳以上の人の平成30年度介護保険料のお知らせは、福岡県介護保険広域連合から7月下旬～8月上旬に郵送します。

所得段階	対象	保険料年額	
		Bグループ (田川市)	Aグループ
第1段階	本人と世帯員全員が市民税非課税	37,181円	48,287円
第2段階	本人が市民税非課税だが世帯の中に市民税課税者がいる	80万円を超え120万円以下の人	72,431円
第3段階		120万円を超える人	72,431円
第4段階		80万円以下の人	86,917円
第5段階	本人が市民税課税	80万円を超える人	96,574円
第6段階		120万円未満の人	115,889円
第7段階		120万円以上200万円未満の人	130,375円
第8段階		200万円以上300万円未満の人	154,518円
第9段階		300万円以上320万円未満の人	159,347円
第10段階		320万円以上340万円未満の人	164,176円
第11段階		340万円以上360万円未満の人	169,005円
第12段階		360万円以上380万円未満の人	173,833円
第13段階		380万円以上400万円未満の人	178,662円
第14段階		400万円以上420万円未満の人	183,491円
第15段階		420万円以上440万円未満の人	188,319円
第16段階	440万円以上460万円未満の人	193,148円	
第17段階	460万円以上480万円未満の人	197,977円	
第18段階	480万円以上500万円未満の人	202,805円	
第19段階	500万円以上520万円未満の人	207,634円	
第20段階	520万円以上540万円未満の人	212,463円	
第21段階	540万円以上560万円未満の人	217,292円	
第22段階	560万円以上580万円未満の人	222,120円	
第23段階	580万円以上600万円未満の人	226,949円	
第24段階	600万円以上800万円未満の人	231,778円	
第25段階	800万円以上の人	241,435円	

AグループからBグループに変わりました(平成30年度から平成32年度まで)